

業務内容及び標準的な業務時間等

別紙 1

業務内容		1件あたりの 処理時間（分）
1 特別高圧電力利用事業者支援事業の公募に関すること		
① 公募に関すること		
ア	公募要領（様式・周知用チラシ含む）の作成	—
イ	公募内容の周知（県HP掲載）	—
ウ	公募内容の周知（申請予定者に対する電話・メールでの周知）	30
エ	公募内容の周知に対する問合せ対応	30
2 特別高圧電力利用事業者支援事業の申請受付に関すること		
① 申請受付に関すること		
ア	応募予定者の相談対応（電話・メール・対面）	60
イ	応募申請書の受付（内容精査及び修正依頼を含む）	60
② 変更申請受付に関すること		
ア	応募予定者の相談対応（電話・メール・対面）	20
イ	応募申請書の受付（内容精査及び修正依頼を含む）	20
2 特別高圧電力利用事業者支援事業の審査に関すること		
① 実績報告書に関すること		
ア	申請書の審査	60
イ	額の確定通知の作成・発送	15
3 特別高圧電力利用事業者支援事業の支払いに関すること		
① 支払いに関すること		
ア	請求書の受付（内容精査及び修正依頼を含む）	30
イ	支払い調書の作成	15
4 特別高圧電力利用事業者支援事業の文書管理、データベース作成に関すること		
① 文書管理		
ア	簿冊の管理、保管	15
② データベースの作成		
ア	申請者一覧表の作成	30
計		385

※ 処理件数については、契約期間内に全体で約60件処理することを見込んでいる。
 なお、この件数は概算であり、増減することがある。